

北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



北海道後期高齢者医療広域連合規則第7号

北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則  
の一部を改正する規則

北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成19年  
北海道後期高齢者医療広域連合規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「あたり」を「当たり」に改める。

第5条を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。